

堀ポン太裁判に関する意見書

今回の裁判において原告は、事実、虚実を問わず、色々な意見を述べられているが、来院時、患者は重症な心不全に陥っていたため当院は医師として当然の職務を遂行したに過ぎない。

1. 重篤な心不全という緊急な救命救急処置を要する状態において、他の獣医師が後から意見を述べているが、それは現場における救急処置として、医師が当該状況においてポンタを救命しうる最善の方法を判断して、今回の救急の治療にあたっているものであり、現場を知らない者が後から評価すべきでない。
2. 治療における当院の不信を抱いたのであれば、患者は自由裁量として転院すべきであり、それに対して当院は何も関与するものでない。
3. 繰り返しになるが、患者は来院時重篤な心不全に陥っており、当院の医師は当然の職務を遂行したに過ぎず、治療指示を徹底出来なかった他院に医療過誤があり、当院を告発する事実は何ら存在しない。

以上

平成 19 年 2 月 6 日

アニマルメディカルセンター

病院長 渡邊 泰章